

札幌市学校施設冷房設備整備事業 PFI アドバイザリー業務
仕様書

令和6年4月

札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課

1 業務名

札幌市学校施設冷房設備整備事業 PFI アドバイザリー業務

2 業務の目的

本市では、近年の夏季期間における気温の上昇を受け、学校教育環境の安全を確保するため、市立学校の普通教室等へ冷房設備を整備することとし、整備手法として「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」（以下「PFI 法」という。）に基づき、設計、工事及び工事監理等を民間事業者にも包括的に発注することを計画している。

本業務は、上記学校施設への冷房設備整備に係る事業（以下「本事業」という。）の実施に際し、事業概要等の事前検討及び PFI 法に基づいて行う実施方針の作成から民間事業者との契約締結までの検討・手続きに関する総合的な支援を行うことを目的とする。

また、本事業の実施に係る各種疑義に対する専門的知見からの適切なアドバイス及び関係者等への情報提供等の支援を併せて行うものとする。

3 業務期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

4 業務内容

(1) 事業概要等の事前検討

ア 想定する整備内容等の整理

本市がこれまで検討してきた整備内容等を踏まえ、専門的見地からの助言及び最終的な事業条件等の整理、確認に際して必要な支援を行う。

イ 市場調査

設定した事業条件等について、必要に応じて市場調査等を行うとともに、整備費等の参考見積の徴取等の支援を行う。

(2) 事業者選定委員会の運営等に係る支援

ア 事業者選定委員会の審査委員の選定等に係る支援

事業者選定委員会の委員の候補者選定や就任依頼、専任検討等に係る支援を行う。

イ 事業者選定委員会の運営支援

事業者選定委員会の議題の提案、資料及び議事録の作成等の事務局運営に関する支援を行う。

(3) 実施方針等の公表に係る支援

ア 実施方針の作成支援

本市がこれまで検討してきた事項及び本業務における検討事項等を踏まえ、PFI 法第 5 条に規定する事項及びその他必要な事項等に基づいて実施方針（案）を作成する。

イ 要求水準書（案）の作成支援

本市が民間事業者に求めるサービス水準を示した要求水準書（案）を作成する。

ウ 実施方針等の質問回答作成に係る支援

実施方針に対する民間事業者からの質問・意見を取りまとめ、これに対する回答書（案）を作成する。

エ 実施方針等の変更に係る支援

実施方針に対する民間事業者からの質問・意見を踏まえ、必要に応じて実施方針等の修正案を作成し、又は募集書類に反映させる。

(4) 特定事業の評価・選定、公表に係る支援

ア 事業費及び VFM の算定

実施方針等に基づき、本事業における事業期間全体を通じた PSC 及び LCC を算出し、VFM を算定する。

イ 定性評価及び総合評価

本事業を特定事業として選定するための定性評価及び VFM の算定結果等に基づき、総合評価を行う。

ウ 公表資料の作成支援

特定事業の選定に必要な関係書類を作成する。

(5) 入札説明書等の作成・公表に係る支援

ア 入札公告及び入札説明書の作成支援

本事業の事業内容の詳細や事業者選定スケジュール、選定方法、参加資格要件及びリスク分担等を示した入札説明書（案）を作成する。

イ 落札者決定基準及び提案様式集の作成支援

民間事業者を選定するための評価項目、評価方法等を定めた基準（案）を作成する。

ウ 基本協定及び事業契約書の作成支援

本市と事業予定者の間で取り交わす基本協定書（案）及び契約書（案）を作成する。なお、作成にあたっては、本市と事業予定者の間に齟齬が生じないように、弁護士との協議も含め法務面を中心とした検討を行うこと。

エ 入札説明書等の説明会等の開催支援

本市が開催する入札公告後の入札説明書等に関する説明会及び現地見学会等の開催及び運営に係る支援を行う。

オ 入札説明書等の質問回答作成に係る支援

入札説明書等に対する民間事業者からの質問、意見を取りまとめ、これに対する回答案を作成する。

(6) 提案審査に係る支援

ア 参加資格の確認に係る支援

参加資格審査にあたって必要となる審査資料を作成する。

イ 提案審査に係る支援

事業者提案内容が基本条件を充足しているか等について審査を行うために必要な資料を作成する。

ウ 審査講評等の作成支援

審査委員会において行われた提案書審査の経過及び結果を取りまとめ、提案審査講評案等を作成する。

(7) 契約協議に係る支援

ア 基本協定の協議に係る支援

基本協定の協議、交渉に際し、必要に応じてPFI事業の経験を有する弁護士等の専門家を派遣し、調整を行う。

イ 事業契約の協議に係る支援

事業契約（仮契約を含む）の協議、交渉に際し、必要に応じてPFI事業の経験を有する弁護士等の専門家を派遣し、調整を行う。

(8) その他

ア 打ち合わせ及び議事録

受託者は、業務の着手にあたり十分な打ち合わせを行い、また業務中にも必要

な都度協議を行い、目的達成に努めること。

イ 資料等の収集

本業務の遂行上必要な資料、情報等は、原則として受託者が収集すること。ただし、本市が保有しているもので本業務の遂行に必要な資料等は貸与する。

ウ その他必要な支援

その他、本事業の実施にあたり必要となる各種アドバイスや情報提供などの支援を行う。

5 提出書類

(1) 契約後速やかに提出する書類

ア 業務実施計画書 1部

イ 業務責任者等指定通知書 1部

(2) 業務完了時に提出する書類

ア 業務完了届 1部

イ 参考資料 一式（業務上作成した資料、提供可能参考文献等をすべて含む）

ウ 電子データ 一式

(3) その他本市が適正な業務履行確認等のため、特に必要と認めた書類

6 著作権に関する取扱い

(1) 受託者は、本市に対し、本業務の成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。

(2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、本市又は本市が指定する第三者に対して行使しないものとする。また、本著作物の著作者が受託者以外の者であるときは、受託者は本市又は本市が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講じるものとする。

(3) 受託者は本市に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること並びに第三者の著作権、著作者人格権及びその他の特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

(4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に

何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

7 その他留意事項

- (1) 本業務の履行にあたり知り得たすべての情報は第三者に漏らしてはならない。また、本市が提供した資料を許可なく第三者に提供すること、及び本業務の目的外に使用してはならない。
- (2) 本仕様書に記載のない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、双方協議のうえ定めるものとする。
- (3) 受託者は、業務の一部について協力会社への再委託を行うことができる。ただし、業務の主たる部分の再委託及び業務責任者を協力会社の者とすることは認めない。
- (4) 受託者（協力会社等を含む。）及びこの者と資本・人事面において関連があると認められる者は、この契約の対象となる整備等がPFI法第7条に基づく特定事業として選定された場合において、同法第8条に定める民間事業者の選定への応募又は参画及び応募又は参画しようとする民間事業者のコンサルタント等となることを認めない。

※ 「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

8 担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5階

札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課調整担当 福士

TEL：011-211-3835 FAX:011-211-3837

電子メールアドレス：kyoiku-keikaku@city.sapporo.jp